

中泊町農業委員会会議録

令和6年9月12日

中泊町農業委員会

令和6年中泊町農業委員会8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月12日(木) 15時00分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
			10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	9番	外崎 満幸		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第19号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第20号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長

古 川 優

係 長 打 越 賢 一

主 幹

谷 伊久弥

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長
(会長)

【会長挨拶】

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、13番木村委員、14番葛西職務代理にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第17号

事務局
(打越)

3ページをお開きください。
報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年9月12日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、1件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第17号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第18号

事務局
(次長)

18ページをお開きください。
報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年9月12日提出 中泊町農業委員会会長。

8月の相続等の届出は4件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第18号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第19号

事務局
(打越)

20ページをお開きください。
報告第19号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年8月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和6年9月12日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。8月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第19号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第18号

議長
(会長)

議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

23ページをお開きください。議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年9月12日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第18号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

佐藤委員

議席11番、佐藤です。それでは報告いたします。去る9月2日、私と工藤委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

24ページをご覧ください。

受付番号25番は、薄市字花持の田2筆、面積は5,177㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号26番は、豊島字宮本地内の畑1筆、面積は338㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号27番は、小泊字砂山地内の畑3筆、面積は1,856㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号25番から27番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第18号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第19号

議長
(会長)

議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

26ページをご覧ください。議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年9月12日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第19号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

佐藤委員

議席11番、佐藤です。それでは報告いたします。去る9月2日、私と工藤委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条申請は1件ございました。申請地は、薄市字花持地内の1筆の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをお開きください。

受付番号3番について説明いたします。申請地は薄市字花持地内の田の1筆で、面積は18㎡、転用目的は、譲受人が自宅へ向かう通路として整備し使用するものです。申請地は、中泊町役場から北北西に約6,300mほどの距離にあり、住宅に囲まれているに位置にあります。周辺農地への支障につきましては、東西南北が宅地に囲まれていることから問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、その他の2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」を適用しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第20号

議長
(会長)

次に、議案第20号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(打越)

35ページをお開きください。
議案第20号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和6年9月12日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。令和6年9月6日付け中農政第142号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(打越)

（所有件移転）
38ページをお開きください。所有件移転についての申請内容は件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が2件となっています。

受付番号22番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内3筆の田、面積は11,022㎡です。売買価格は275万6千円です。対価の支払い期限は9月26日を予定しております。

受付番号23番も、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、宮川字種取地内1筆の田、面積は2,293㎡です。売買価格は50万円です。対価の支払い期限は9月19日を予定しております。

所有件移転については以上です。

事務局
(打越)

（利用権設定）
44ページをお開きください。
今月の利用権設定は、受付番号54番の1件です。内訳は新規が1件となっております。

受付番号54番は、新規の設定で八幡字松虫地内1筆ほか、4筆、全5筆の田、面積は9,488㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(打越)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和6年中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月12日

農業委員会	(松坂 龍美)
会長	松坂 龍美 (松坂)
署名委員	(木村 巧)
	木村 巧 (木村)
署名委員	(葛西 誠)
	葛西 誠 (葛西)